

感 葉 第 394 号 の 5  
令 和 5 年 6 月 21 日

長岡技術科学大学長 様

新潟県福祉保健部長  
( 公 印 省 略 )

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第 16 条第 1 項に  
規定する知事指定薬物の新規指定について (通知)

日頃、県の薬事行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。  
本日、新潟県薬物の濫用の防止に関する条例 (平成 26 年新潟県条例第 88 号)  
第 16 条第 1 項に規定する知事指定薬物として、新たに 3 物質を指定し、別紙の  
とおり告示しましたので、御了知の上、学部 (学科) 関係者に周知願います。

担当：感染症対策・薬務課  
薬事指導係  
中島  
TEL：025-280-5188  
FAX：025-280-5641





発 行 新 潟 県

号 外 1

令和5年6月21日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 主 要 目 次

## 告 示

759 知事指定薬物の指定（感染症対策・薬務課）

## 告 示

## ◎新潟県告示第759号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和5年6月21日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-[ (4-エトキシフェニル) メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピペリジン-1-イル) エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール（通称名：Etonitazepipne、N-Piperidinyl Etonitazene）及びその塩類
- (2) (2R, 3R)-2-(3-クロロフェニル)-3-メチルモルフォリン、(2S, 3S)-2-(3-クロロフェニル)-3-メチルモルフォリン（通称名：3-CPM、3-Chlorophenmetrazine）及びそれらの塩類
- (3) N-(アダマンタン-1-イル)-1-(4-フルオロブチル)-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド（通称名：4F-ABINACA、4F-ABUTINACA）及びその塩類

## 2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

## 3 指定の効力が発生する日

令和5年6月22日